

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「ロック・フィールドの理念」「ロック・フィールドの価値観」に則り、食品に携わる企業として健康で安心・安全な商品を提供するのももちろん、法令や社会のルールを守り、経済的、社会的、環境的、3つのバランスの取れた企業活動を行い、ステークホルダーの信頼を得ることに努めております。そのために、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を継続して行い、経営の透明性、健全性の確保を図っております。

ロック・フィールドの理念

「私たちは、SOZAIへの情熱と自ら変革する行動力をもって、豊かなライフスタイルの創造に貢献します。」

ロック・フィールドの価値観

「健康」「安心・安全」「美味しさ」「鮮度」「サービス」「環境」

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1-2-4 株主総会における権利行使】

当社は、株主が議決権を行使しやすい環境作りのため、2003年7月の定時株主総会より議決権の電子行使を可能とする議決権行使ウェブサイトを整備しておりますが、機関投資家等のための議決権電子行使プラットフォームは採用しておりません。

グローバルな資本市場に対応するため英語での情報開示は必要であると考えておりますが、招集通知の英訳については、海外投資家の持株比率等を勘案し現時点では実施しておりません。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、特定の企業年金基金に加入しておりませんが、従業員の資産形成のため企業型確定拠出年金制度を導入しております。運用機関・運用商品の適切な選定を行い、従業員に対しては入社時に説明を行い資産運用に関する教育の機会を提供しております。

【原則4-1-3 取締役会の役割・責務(1)】

当社は、代表取締役が、自らの後継者育成に関する責任を負うこととしております。現時点では最高経営責任者等の後継者についての具体的な計画はございませんが、執行役員制度を導入し取締役会に参加させるなど、経営陣幹部の後継者育成に努めております。また、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るために、次世代を切り開く幹部候補生を育成するための選抜研修を実施しております。後継者計画の策定については、随時検討を行ってまいります。

【原則4-10-1 任意の仕組みの活用】

当社は、取締役・監査役候補者の指名・報酬などの特に重要な事項の検討にあたり、取締役会にて独立社外取締役の適切な関与・助言を得ており、現状の企業規模においては委員会の活用は必要ないと考えております。今後も企業規模の拡大に応じて随時検討を行ってまいります。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、取締役会が会社の経営上の重要事項の決定と執行に対する監視・取締役相互の監督の役割を果たすため、取締役会全体として多様な知見と経験がバランスされるよう構成しており、今後も適切な候補者の選任に向けた取り組みを継続してまいります。国際性の面は、海外事業の規模の拡大に応じて随時検討を行ってまいります。

【原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件(取締役会の実効性評価)】

当社は、各取締役の自己評価を参考とした取締役会の実効性評価は実施しておりません。当社の取締役会は、「コーポレート・ガバナンス基本方針」に定める役割・責務を果たすために必要な知識・経験・能力の適切なバランスを備えており、審議においては社外取締役を含め自由闊達な議論を行っております。また、取締役会は、取締役会全体の実効性について毎年確認を行っております。

「コーポレート・ガバナンス基本方針」の第24条をご参照ください。

(<http://www.rockfield.co.jp/company/compliance/>)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

当社の政策保有株式に関する方針について、当社ウェブサイトにて公表しております「コーポレート・ガバナンス基本方針」の第5条及び第6条に記載しておりますので、ご参照ください。また、政策保有株式の保有の適否の検証結果について、有価証券報告書にて公表しておりますので、ご参照ください。

コーポレート・ガバナンス基本方針(<http://www.rockfield.co.jp/company/compliance/>)

有価証券報告書(<http://www.rockfield.co.jp/ir/library/securities.html>)

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、当社が役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合においての手続きについて、当社ウェブサイトにて公表しております「コーポレート・ガバナンス基本方針」の第7条に記載しておりますので、ご参照ください。

(<http://www.rockfield.co.jp/company/compliance/>)

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営計画

当社は、会社の目指すところ(経営理念等)や経営計画について、当社ウェブサイト及び決算資料にて公表しておりますので、ご参照ください。

会社の経営理念等(<http://www.rockfield.co.jp/company/philosophy/>)

経営計画(<http://www.rockfield.co.jp/ir/library/document.html>)

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針について、当社ウェブサイトにて公表しております「コーポレート・ガバナンス基本方針」の第1条に記載しておりますので、ご参照ください。

(<http://www.rockfield.co.jp/company/compliance/>)

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針及び手続について、当社ウェブサイトにて公表しております「コーポレート・ガバナンス基本方針」の第19条に記載しておりますので、ご参照ください。

(<http://www.rockfield.co.jp/company/compliance/>)

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針及び手続について、当社ウェブサイトにて公表しております「コーポレート・ガバナンス基本方針」の第14条、第15条及び第18条に記載しておりますので、ご参照ください。

(<http://www.rockfield.co.jp/company/compliance/>)

(5) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

当社は、取締役・監査役候補者の選任理由につきましては、株主総会招集通知に記載しております。

【原則4-1-1 取締役会の役割・責務(1)】

当社は、取締役会の役割について、当社ウェブサイトにて公表しております「コーポレート・ガバナンス基本方針」の第12条に記載しておりますので、ご参照ください。

(<http://www.rockfield.co.jp/company/compliance/>)

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外役員の独立性判断基準を定め、その基準を充足する者を、独立社外取締役として選任しております。当社ウェブサイトにて公表しております「コーポレート・ガバナンス基本方針」の第13条及び別紙2に記載しておりますので、ご参照ください。

(<http://www.rockfield.co.jp/company/compliance/>)

【原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件(取締役会の多様性及び規模)】

当社は、取締役会の全体としてのバランス・規模に関する考え方について、当社ウェブサイトにて公表しております「コーポレート・ガバナンス基本方針」の第13条及び第14条に記載しておりますので、ご参照ください。

(<http://www.rockfield.co.jp/company/compliance/>)

【原則4-11-2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件(兼任状況)】

当社は、取締役・監査役の兼任状況を招集通知にて毎年開示を行っております。

【原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】

当社は、役員の指名方針を定め、必要な能力・経験・知識を有した取締役・監査役の選任を行っております。また、取締役会に合わせ当社のファクトリーなどを視察し、取締役会で決定した設備投資の効果を確認するなど会社理解を深める取り組みを行っており、必要に応じた知識習得の機会を設けております。役員の指名方針について、当社ウェブサイトにて公表しております「コーポレート・ガバナンス基本方針」の第14条及び第18条に記載しておりますので、ご参照ください。

(<http://www.rockfield.co.jp/company/compliance/>)

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針について、当社ウェブサイトにて公表しております「コーポレート・ガバナンス基本方針」の第26条及び別紙に記載しておりますので、ご参照ください。

(<http://www.rockfield.co.jp/company/compliance/>)

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社岩田	2,300,000	8.65
ロック・フィールド取引先持株会	1,373,380	5.16
明治安田生命保険相互会社	1,312,600	4.93
株式会社四国銀行	1,242,920	4.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,160,200	4.36
岩田弘三	784,200	2.95
ロック・フィールド社員持株会	575,694	2.16
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	502,300	1.88

三菱UFJリース株式会社	482,064	1.81
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口5)	449,200	1.68

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

2020年5月18日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが2020年5月11日現在でそれ以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2020年10月31日現在における同グループの実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には反映しておりません。なお、その変更報告書の内容は次のとおりであります。

【氏名または名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】

株式会社三菱UFJ銀行 (307,696株、1.15%)
 三菱UFJ信託銀行株式会社 (521,620株、1.95%)
 三菱UFJ国際投信株式会社 (98,500株、0.37%)
 auカブコム証券株式会社 (27,200株、0.10%)
 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 (184,600株、0.69%)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	4月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
中野勤治	他の会社の出身者													
門上武司	他の会社の出身者													
松村はるみ	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中野勤治		中野勤治氏は、三菱食品株式会社の代表取締役を歴任しており、同社と当社とは直接的な取引関係を有しておりますが、同氏は2015年に同社の代表取締役を退任し、かつその取引額は直近事業年度における同社の連結売上高の0.1%以下であり、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれがないと判断しております。	中野勤治氏は当社の経営陣から独立しており、企業経営者として豊富な経験と知見に基づき、実践的な観点から取締役会の適切な意思決定と経営監督をしていただくため、社外取締役として選任しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断して独立役員として届け出ております。

門上武司		門上武司氏は当社の経営陣から独立しており、食の世界に精通した豊富な経験と知見に基づき、実践的な観点から取締役会の適切な意思決定と経営監督をしていただくため、社外取締役として選任しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断して独立役員として届け出ております。
松村はるみ		松村はるみ氏は当社の経営陣から独立しており、企業経営者として豊富な経験と知見に基づき、実践的な観点から取締役会の適切な意思決定と経営監督をしていただくため、社外取締役として選任しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断して独立役員として届け出ております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 監査役は、会計監査人より監査の体制、監査計画の報告を受け、意見交換を行います。監査役会で監査体制、監査計画の網羅性等につき検討を加え監査計画の妥当性の評価を行っています。また、監査役は会計監査人の期中の事業所往査に随時同行し、監査結果について講評を得ています。また、四半期・期末監査、内部統制監査にも随時立ち会い、監査結果の報告を受け、監査役会で相当性の判断をします。
2. 監査役は、内部監査部門より監査計画と監査重点項目について報告を受けています。監査結果については監査役にも監査報告書が回付され、監査役は、必要に応じて説明を求め、場合によっては更なる調査を要請します。
3. 監査役、会計監査人及び内部統制部門は、必要の都度相互に情報交換を行うなど連携を密にして監査の実効性と効率性の向上を目指しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
奥田実	公認会計士													
三戸一弥	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

- j 上場会社の取引先 (f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者 (本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
奥田実		奥田実氏が代表を務めている奥田公認会計士事務所と当社は税務顧問契約を締結し、当社は同事務所に顧問料を支払っていましたが、2015年に当社と同事務所は税務顧問契約を解消いたしました。	奥田実氏は公認会計士としての専門的な知見と豊富な経験を有しており、公正かつ中立の視点から監査業務を遂行いただけるものと判断して社外監査役として選任しております。
三戸一弥			三戸一弥氏は元警察署長としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、公正かつ中立の視点から監査業務を遂行いただけるものと判断して社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 その他

該当項目に関する補足説明

株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2018年7月26日開催の第46回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与による株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2020年4月期に係る役員区分ごとの報酬等の総額等は次のとおりであります。

取締役 5名 234百万円 (現金報酬: 220百万円、譲渡制限付株式報酬: 13百万円)
 社外取締役 3名 26百万円 (現金報酬: 26百万円、譲渡制限付株式報酬:)
 監査役 1名 9百万円 (現金報酬: 9百万円、譲渡制限付株式報酬:)
 社外監査役 3名 13百万円 (現金報酬: 13百万円、譲渡制限付株式報酬:)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額及び員数には、2020年7月29日開催の第48回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名を含んでおります。
 2. 譲渡制限付株式報酬は、取締役(代表取締役会長 岩田弘三氏を除く)4名に対するもので、2020年7月29日開催の第48回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名を含んでおります。
 3. 社外監査役の報酬等の総額及び員数には、2019年7月25日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した社外監査役1名を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬は、株主総会において決議された取締役における総額及び監査役における総額のそれぞれの範囲内としております。各取締役への金銭報酬の配分は、職務・資格等を勘案し、役員報酬規程及び株式報酬規程に基づき、役員報酬規程に定める役員報酬決定システムを参照し、取締役会において経営責任の比重を示す役位ランクと前年の経営貢献度を示す号俸を決定し、個人別の報酬等の内容を決定しております。各取締役の個人別の報酬額のうち、金銭報酬の号俸に基づく具体的な内容の決定については、取締役会の決議により代表取締役に委任することができるものと役員報酬規程に定めており、取締役会の委任を受けた代表取締役が、号俸ごとに定める範囲内での各取締役の金銭報酬の額を決定しております。監査役の報酬の額は、常勤監査役と非常勤監査役の別、業務の分担等を勘案し、役員報酬規程に基づき、役員報酬決定システムを参照し、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役をサポートする体制として、取締役会事務局担当部門である総務部がその役割を担い、社外取締役に対する経営情報の伝達、取締役会の開催案内、会議資料などの事前配布、議事録の回付等を行っております。また、社外監査役をサポートする体制として、必要に応じて常勤監査役及び監査役の補助使用人がその役割を担い、社外監査役に対する重要な事項の説明、報告を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

当社には、相談役・顧問制度はありますが、現在、該当者はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会は、社外取締役3名を含む7名で構成され、原則毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督しております。社外取締役3名は当社の経営陣から独立しており、豊富な経験と知見に基づき実践的な観点から取締役会の適切な意思決定と経営監督をいただいております。

(2) 急激な経営環境変化に対応するため迅速な意思決定と業務執行を行うため執行役員制度を採用しております。執行役員は取締役会で選任しております。

取締役会で付議すべき事項の事前審議及び取締役会で決定した基本方針に基づき、その業務遂行方針・計画・実施等に関する協議機関として、取締役、執行役員、監査役、部門長をメンバーとする経営会議を毎月3回開催しております。

(3) 取締役候補者は代表取締役が提案し、取締役会の承認を得た後、株主総会の決議により取締役に選任しております。

(4) 監査役会は、3名で構成され、うち社外監査役2名で、その中の1名は公認会計士で、原則毎月1回開催しております。監査役会は、監査方針・監査計画及び監査業務の分担を定め、各監査役は取締役会及び経営会議等の重要会議に出席し意見を述べるほか、代表取締役との意見交換、取締役及び使用人からの業務執行状況の聴取、事業所監査の実施など取締役の業務執行状況を監査しております。

(5) 会計監査は、有限責任監査法人トーマツが監査業務にあっております。2020年4月期において会計監査業務を行った公認会計士は、伊東昌一(継続監査年数3年)、川添 健史(継続監査年数5年)の2名であります。監査業務に係わる補助者の人数は、公認会計士6名、その他8名であります。

(6) 当社は、社外役員として有能な人材を迎えることができるよう、2006年7月25日開催の第34回定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規程を設けております。当社は社外取締役及び社外監査役全員と当該契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業価値の最大化と株主価値の向上を実現し、継続的な発展と成長を目指すために、監査役会設置会社を採用しています。取締役会に対する十分な監視機能を発揮するため、取締役7名中、豊富な経験と知見を有する社外取締役3名が独立かつ公正な立場から取締役の業務執行を監督しています。また、高い専門性を有する社外監査役2名と社内に精通した監査役1名がそれぞれ経営監視を実行しております。社外取締役の3名は、当社との人的関係、取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれなく、独立役員として選任しております。これらの体制により、十分なコーポレートガバナンスを構築しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の約3週間前に発送しております。また、発送前日に当社ホームページに招集通知のデータを掲載しております。
電磁的方法による議決権の行使	2003年開催の第31回定時株主総会より電磁的方法による議決権の行使を導入いたしております。
その他	株主総会の活性化を図るため、事業報告及び計算書類の報告をビジュアル化するなど、株主が理解しやすい総会運営を心掛けております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを制定し、当社ウェブサイト上に掲載しております。 (URL) http://www.rockfield.co.jp/ir/disclosure.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末、第2四半期決算発表後、東京にてアナリスト・機関投資家への決算説明会を実施しております。あわせて四半期決算期毎にアナリスト・機関投資家を個別訪問し、決算内容の説明を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会資料、有価証券報告書、四半期報告書、招集通知、株主通信(事業報告書)、適時開示資料	
IRに関する部署(担当者)の設置	執行役員 管理本部本部長がIR責任者、経理部長がIR担当者として、IR情報に関する窓口業務を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「ロック・フィールド行動規範」においてステークホルダーの立場の尊重について規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	2020年4月期より、株主通信ROCK FIELD REPORTにて、SDGsに関する取り組み内容を掲載しております。 http://www.rockfield.co.jp/ir/library/report.html 主な取り組み 1. 企業内保育室を静岡ファクトリー、神戸ヘッドオフィスでそれぞれ運営し、従業員が働きやすい職場環境を整えております。 2. 全ファクトリー(神戸、静岡、玉川)でISO14001の認証を取得し、その継続のため、社内システムを構築し、環境保全、資源の有効活用、省エネルギーに努めております。 3. 静岡ファクトリーでは、環境やエネルギー、食べ物の大切さを考える機会になればと考え、小中学生の工場見学を受け入れています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ロック・フィールド行動規範」において、お客様、株主、社員、取引先、地域社会、一般社会に対する情報開示について基本方針を定めております。また、「ディスクロージャーポリシー」に基づき適切に開示しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社及び当社の子会社(以下「当社グループ」という)の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 企業経営者として豊富な経験と知見に基づき実践的な視点から取締役会の適切な意思決定と経営監督のため、会社から独立した社外取締役を選任する。
(2) 豊富な経験と知見を持ち、独立かつ中立の視点から取締役の職務執行を監査するため、取締役から独立した社外監査役を選任する。
(3) 当社グループは、取締役及び使用人の業務執行が法令及び定款に適合することを確保するため当社グループ全体の行動規範「ロック・フィールド行動規範」を制定し、法令順守、企業倫理の徹底に取り組む。
(4) 当社グループ取締役及び使用人に対し、「ロック・フィールド行動規範」の徹底と実践運用を行うため、必要な教育・研修を実施する。
(5) 代表取締役を議長とし、取締役、執行役員、監査役、その他必要な人員を構成員とするコンプライアンス委員会を設置する。
(6) 職制を通じて報告、是正ができないコンプライアンス違反の情報確保のため、内部通報の窓口を設置し、コンプライアンス違反の早期発見、早期是正、再発防止に努める。
(7) 当社グループは、反社会的勢力・団体に対して、法令に則し毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
(8) 業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見、防止とプロセスの改善に努める。
(9) コンプライアンスに関する規程その他の取り組み状況について、ステークホルダー(お客様、株主、投資家、社会等)に対して積極的に開示する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 文書管理規程を制定し、次の文書(電磁的記録を含む)について関連資料とともに10年間保管し、管理するものとする。
株主総会議事録
取締役会議事録
計算書類
稟議書
その他取締役会が決定する文書
- (2) 前項にあげる文書以外の文書についても、その重要度に応じて、保管期間、管理方法等を文書管理規程で定めるものとする。
- (3) 取締役及び監査役は常時、これらの文書を閲覧できるものとする。
- (4) 代表取締役は、取締役及び使用人に対して、文書管理規程に従って文書の保存、管理を適正に行うよう指導するものとする。

3. 損失の危険の管理に関する体制

- (1) リスク管理の基本方針を定めた危機管理規程を制定し、当社グループに重大な影響を及ぼすリスク全般の管理を行い、リスクの未然防止及びリスク発生時の被害の最小化、再発防止が行える体制を整備する。
- (2) リスクその他の重要情報の適時開示を果すため、経営者に直ちに報告すべき重要情報の基準の策定、報告された情報が開示すべきものかどうかを判断する開示基準を策定する。
- (3) 大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合は、必要な人員で構成する緊急事態対策本部を設置する等危機対応のためのマニュアル、組織を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社グループの取締役及び使用人全員が共有する企業理念、価値観を定め、この浸透を図るとともに、これらに基づき中期経営計画を策定する。
- (2) 取締役会は中期経営計画を具体化するため、毎期、部門ごとの業績目標と事業計画を設定する。設備投資、新規事業については、原則として中期経営計画の目標達成への貢献を基準にその優先順位を決定する。同時に各部門への効率的な人的資源の分配を行う。
- (3) 各部門を担当する取締役、執行役員、部門長は、各部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。
- (4) 月次の業績は、ITを積極的に活用したシステムにより、月次で迅速に管理会計データ化し、担当取締役、部門長は取締役会に報告する。
- (5) 取締役会は、毎月、この結果をレビューし、担当取締役、部門長に目標未達成の原因の分析、その要因を排除、低減する改善策を報告させる。
- (6) (5)の議論をふまえ、各部門を担当する取締役、部門長は各部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を改善する。

5. 当社グループからなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 関係会社規程を制定し、子会社の管理部署、管理責任者を定める。
- (2) 管理責任者は、子会社に当社グループの企業理念、価値観及び行動規範の徹底が図れるよう助言指導し、法令順守体制及びリスク管理体制を確保させるとともに、子会社と連携し、グループ各社における内部統制の状況を把握し、必要に応じて改善策を指導する。
- (3) 子会社の経営責任者は、子会社の経営成績、財務状況その他重要な情報について当社への報告を義務づける。
- (4) 内部監査部門は子会社の内部監査を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役よりその職務を補助すべき使用人の配置の求めがあった場合には、監査役と協議のうえ人選を行う。
- (2) 当該使用人の処遇、異動等の人事については、常勤監査役と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定する。
- (3) 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合には、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

7. 監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合は、速やかに報告しなければならない。
- (2) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。
- (3) 内部監査部門は、監査の結果を適時、適切な方法により監査役に報告する。
- (4) 内部通報制度による通報の状況については速やかに監査役に報告する。
- (5) 監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な扱いをしないものとする。

8. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
- (2) 監査役は、内部監査部門と適宜意見交換を行うとともに連携して監査業務を遂行する。
- (3) 監査役は、重要な会議に出席できるとともに稟議書類等業務執行に係る重要な書類を閲覧し、重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握する。
- (4) 監査役は職務遂行にあたり、監査役が必要と求めた場合は、弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携を図ることのできる環境を整備する。
- (5) 監査役が、その職務の遂行について費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署で審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

9. 財務報告の適正性を確保するための体制

- (1) 代表取締役等は、適正な財務報告の作成が会社にとって最重要事項であることを取締役及び使用人に認識させるため、会議等で指示、訓示等必要な意識付けを行う。
- (2) 各業務において行われる取引の発生から、各業務の会計システムを通じて財務諸表が作成されるプロセスの中で、虚偽記載や誤りが生じる要点をチェックして、業務プロセスの中に不正や誤りが生じないような内部統制システムその他のシステムを構築、運用する。また、その構築、運用のための横断的な組織を設ける。
- (3) 内部監査部門は、財務報告に係わる内部統制システムの構築、運用状況を監査し、監査結果を代表取締役、担当取締役及び監査役に報告する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「ロック・フィールド行動規範」で社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を持たないことを明示し社内外に宣言しています。

- (1) 反社会的勢力による不当要求に対しては危機管理室が担当し、担当取締役、経営トップ以下組織全体として対応することとしています。
- (2) 有事には警察、関係行政機関及び弁護士に相談のうえ、不当要求には決して応じることなく、法的対抗手段を講ずることとします。
- (3) 平素から警察、関係行政機関及び暴力排除団体との連携を図り、情報収集に努めております。
- (4) 「企業対象暴力対応マニュアル」を整備しております。
- (5) 「ロック・フィールド行動規範」及び「企業対象暴力対応マニュアル」を役職員に周知徹底しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

当社は、株主、投資家の皆様に対し、経営方針、事業戦略、財務状況に関する情報を透明性、公平性、継続性を基本として適時開示し、ご理解を得られるように努めています。

1. 基本方針

金融商品取引法及び証券取引所の定める適時開示規則を遵守した情報の開示を行います。適時開示規則に該当しない場合でも、株主、投資家の皆様に当社をご理解いただくために重要あるいは有益であると判断した情報につきましては積極的に開示します。

2. 適時開示に係る社内体制

- (1) 当社の情報は、管理本部総務部に集約することとしています。総務部は取締役会の事務局を担当し、執行役員 管理本部本部長が重要な会議に出席することにより、重要な情報を網羅的に収集できる体制となっております。
- (2) 情報収集部署である総務部は、集約された情報につき、執行役員 管理本部本部長の指揮のもと適時開示規則及び関連諸法令に基づき、また任意開示の是非も考慮したうえで情報開示の要否の判断を行います。
- (3) 決定事実や決算情報については、取締役会決議が必要とされる場合は、取締役会の承認を得たうえで直ちに開示します。発生事実などで緊急を有する場合は、代表取締役が開示の決定を行い、開示しますが、その後の取締役会での事後報告とする場合があります。
- (4) 情報開示は、東京証券取引所の提供する「適時開示情報伝達システム(TDnet)」へ登録し、開示します。
- (5) TDnetへの登録・開示後、速やかに当社ホームページに掲載し、株主及び投資家等が習得し易い措置を施しています。

3. 開示情報のモニタリング

監査役及び内部監査担当部署(内部統制室)は、開示すべき会社情報の正確性と開示制度・基準との整合性を確保するためのチェックを行います。

4. 内部者取引の防止

当社では重要情報の取扱いに関して「内部者取引管理規程」を定め、インサイダー取引の防止を徹底しております。

会社情報の適時開示に係る社内体制



